

第6章

開発戦略とイスラーム金融の融合の試み

イスラーム銀行を中心に ⁽¹⁾

中川 利香

はじめに

マハティール政権が目指したものは、ビジョン2020に示された「われわれ自身の特性をもつ先進国」⁽²⁾である。これは「彼が強く志向している『工業化を柱とする経済開発の促進』と『イスラーム的価値』との融合を図ろうとしている」(鳥居 [2003b: 87])と言い換えることもできるだろう⁽³⁾。

マハティール版「イスラーム化」⁽⁴⁾の背景には、彼の首相就任前から盛り上がりを見せていたイスラーム復興運動(いわゆるダクワ運動)をめぐる国内状況を考慮する必要がある。この運動が隆盛に向かったのは1971年に開始された新経済政策(New Economic Policy: NEP)が関係しているといわれている(堀井 [1987], 鳥居 [2003a])。NEP実施の過程でマレーシア・イスラーム青年隊(Angkatan Belia Islam Malaysia: ABIM)、ダルル・アルカム(Darul Arqam)など複数のイスラーム勢力が政治的、社会的に影響をもつようになり、さらに1979年のイラン・イスラーム革命がマレーシアのダクワ運動に大きなインパクトを与えていた⁽⁵⁾。1981年に首相に就任したマハティールは事態を収束させることが急務であると判断し、ダクワ運動の中心的な存在であったABIMの会長、アンワール・イブラヒム(Anwar Ibrahim)をUMNOに勧誘し、巧みに政権内に取り込んだのである⁽⁶⁾。そして、彼は首相就任1年目に開催

されたセミナー⁽⁷⁾や、政府機構のイスラーム化 (Islamise Government Machinery) 宣言 (1984年) などイスラームの枠組みでの近代化を重視するメッセージを発信していく (Hussin [1993: 30])。このように、マハティール政権期のマレーシアにとって近代化すなわち開発とイスラーム化はきわめて関係深く、これらの両立を目指そうとしたときに注目したのがイスラーム金融であった⁽⁸⁾。イスラーム金融は、イスラームの教えに則った金融取引であり、利子の禁止という特徴をもつ金融制度である。たとえば、ある取引では、一般的な金融取引の利子に相当するものが借り手の損益の確定後に決定される。借り手は、借入資金を投入したプロジェクトから利益をあげれば、元本に利益の一部を加えた金額を返済するが、損失が発生した場合はそれを貸し手と借り手で負担する⁽⁹⁾。これによりイスラーム金融が損益分担をベースとした金融取引といわれることもある。また他の取引では財の売買を介在させた手数料をベースとしたものもある⁽¹⁰⁾。

そもそも、イスラーム金融制度の起源はムスリムの間で金融取引が行われるようになった時点まで遡ると比較的古いといわれている。しかし、近代的な銀行の事例は1950年代から1960年代にパキスタンやエジプトで確認されている。とくに、1963年にエジプトの農村地域に設立されたMit Ghamurはイスラーム銀行の先駆的事例であると指摘されることが多い⁽¹¹⁾。その後、イラン、スーダンなどのイスラーム国家でイスラーム銀行が設立されるようになった⁽¹²⁾。

マレーシアでイスラーム金融が導入されたのはバンク・イスラーム・マレーシア (Bank Islam Malaysia Bhd.: BIMB) が1983年に設立されたことに始まる⁽¹³⁾。BIMBの設立にあたっては、すでに存在していたムスリム向けの貯蓄組織である政府巡礼基金 (Lembaga Urusan dan Tabung Haji)⁽¹⁴⁾の活動が順調であったことがイスラーム金融の導入を牽引したともいわれている (Sudin and Bala [1997], Roff [1998])。イスラーム金融制度は銀行のみならず債券やタカフル (Takaful)⁽¹⁵⁾などにも及ぶ。こうした金融制度とマハティール政権の目指した開発がリンクし、開発計画に発展戦略が記載されるようになったのは第7次

マレーシア計画(1996 - 2000年)であった。つまり、金融の面でマハティール政権が目指した開発とイスラーム化の促進は、1990年代後半になってようやく本格的に動き始めたといえよう。

本章はこうした背景を踏まえて、イスラーム金融の導入とその運用のあり方を開発の視点から考察することを目的としている。考察にあたり次の3点に注目したい。第1に、マハティール政権はイスラーム金融をどのように育成したのか。第2に、同政権は国の開発にあたりイスラーム金融にどのような役割を託したのか。第3に、イスラーム金融はどのように運用されてきたのか。とくに最後の点については、情報量がもっとも豊富な銀行部門に焦点をあてる。なお、考察を進めるにあたり次の2点を強調しておきたい。まず、本章で既存の金融制度ではなくイスラーム金融制度に注目する理由である。イスラーム金融はマハティール政権期に導入されたという意味で、イスラーム化の促進を目指した同政権にとって象徴的な出来事である⁽¹⁶⁾。それゆえ、イスラーム金融制度を分析することはマハティール政権が「開発」と「イスラーム的価値」の融合を進めようとした過程と実態の理解を深めることができよう。また、本章ではイスラーム金融の歴史や概念に関する考察は先行研究に譲るものとした。これは、本章の主眼が開発とイスラーム金融の関係に置かれており、イスラーム金融の諸概念を検討することを目的としていないからである。

本章の構成は次の通りである。第1節では、イスラーム金融の導入と政府による育成策について概説する。第2節では、マレーシア計画の記述から開発におけるイスラーム金融の位置づけを明らかにし、その評価について過去の文献から議論を振り返る。続く第3節ではイスラーム金融の運用状況について、とくに銀行に焦点をあてて考察する。最後に本章をまとめ、結論とする。

第1節 イスラーム金融制度の導入と政府の育成策

マハティールは、1980年代前半に「イスラームの価値を行政に取り込むことは、公正で有効な政府を創設することにつながるであろう。民族や宗教にかかわらずすべての市民はイスラームの価値を基礎にした政府から便益を受けることができるであろう」(Mohamed [2005: 86])¹⁷⁾と述べている。この発言は、イスラームの価値観が行政のみならず、各種の政策や経済システムにも適用される可能性を示すものである。実際に、マハティール政権は人々の経済活動を支える金融取引にイスラームの価値観を反映させることに注目した。マレーシアでBIMB設立につながる要求が取り上げられたのは、1980年にUMNO(統一マレー人国民組織)主宰で開催されたプミプトラ経済会議であったとされ、イスラーム銀行の設立に関する議論はマハティールが首相に就任する以前から存在していた。しかし、実際に設立へと動き始めたのはマハティールが首相に就任してからのことであった。

本節では、マハティール政権期において、開発とイスラーム化を実現させるべく導入されたイスラーム金融制度の導入経緯および政府の諸政策について整理する。

1. イスラーム金融制度の導入

(1) イスラーム銀行の設立

マレーシア中央銀行(Bank Negara Malaysia: BNM)は、イスラーム金融の導入に向けた事前調査のため、1981年7月にイスラーム銀行国家運営委員会(National Steering Committee on Islamic Bank)を設置した。1982年6月、同委員会は調査報告書をまとめ、そのなかで国民のニーズに対応するために従来型の銀行システムを補完する形でイスラーム銀行を設立することが望ましいと提案した(BNM[1983: 16])。政府はこの提案を受けてイスラーム銀行の設

立を決定するが、従来の銀行法ではイスラーム法（シャリア）との整合性がとれない部分があるため新たな法令を制定する必要があった。こうして政府は1983年にイスラーム銀行法（Islamic Banking Act 1983）¹⁸⁾を制定し、それにもとづいてBIMBを設立したのである。

BIMBに期待されたことは次の2点であった。ひとつは、シャリアの原則に従いたいとするムスリムのニーズに応えることである。そしてもうひとつは、顧客に多様な資金調達的手段を提供することであった（BNM [1984: 68]）。ここで政府が注意を払った点はイスラーム銀行の利用者をムスリムに限定しないことである。すなわち、利子が発生する既存の金融機関の利用を避けていたムスリムに配慮すると同時に、宗教に関係なく人々が多様な金融サービスを利用できる仕組みを構築することが重要なのであった。非ムスリムに対するイスラーム的価値の教育・普及（鳥居 [2003b: 96]）はもとより、開発の担い手である民間部門の経済活動を資金面から支える仕組みを作るには、宗教による制限を加えることは得策ではないからである。

(2) イスラーム債の発行

政府は、BIMBの設立と同時期に政府投資証券（Government Investment Certificates）¹⁹⁾の発行を開始した（1983年）。これはイスラーム銀行でも問題なく購入できるように導入された無利子国債である。イスラーム銀行は利子が発生する国債や財務省証券を購入することができない。しかし、イスラーム銀行は既存の銀行と同様に流動資産規制の遵守を求められており、流動性の高い政府証券を保有することが必須となっていた。政府は、こうした矛盾を解決するために1983年に政府投資法（Government Investment Act 1983）を制定し、利子が発生しない国債の発行を始めたのである⁽²⁰⁾。

一方、社債が発行されたのは1990年のことであった。政府はイスラーム債（社債）市場を発展させるために、1994年にイスラーム資本市場課（Islamic Capital Market Unit: ICMU）を証券取引委員会のなかに設置した。ICMUはイスラーム法学者、証券会社、規制監督当局で構成される非公式の研究會⁽²¹⁾を

組織し、イスラーム資本市場の運営や法制度および諸ルールの整備にあたった。当研究会は後に公式の研究会となり、1996年に財務省の承認によりシャリア諮問委員会 (Syariah Advisory Council) としてイスラーム資本市場における問題を協議する場として重要な役割を果たしている (Securities Commission [2004: 99])。

(3) タカフルの導入

タカフルとは、イスラームの教えを保険業に適用したものである。タカフルと保険は、(1)保険料 (プレミアム)、(2)給付金、(3)タカフルおよび保険会社の投資行為 (資金運用)、の点において相違がある。保険料の扱いについては、保険の場合、被保険者が加入した保険に対して保険料という名目で支払われるが、タカフルの場合は加入者による寄付と認識する。また、給付金の払出しについては、保険の場合、資金は保険会社の資産勘定から払い出されるのに対し、タカフルでは寄付金がプールされている基金から払い出される。そして保険会社の資金運用は、被保険者から徴収した資金の運用についてとくに制約がない一方で、タカフルはイスラームの教えに則って運用しなければならないとされる (BNM [2005c: 3])。このようにしてみると、タカフルは共済組合あるいは互助会の仕組みに近いと考えられよう。

マレーシアにおけるタカフルの導入は、中央銀行が1982年に特別タスクフォースを設置してタカフルの導入に関する実行可能性を調査したことから始まる。政府は、タスクフォースが行った調査結果を受けて1984年にタカフル法 (Takaful Act 1984) を制定し、マレーシア・タカフル社 (Sharikat Takaful Malaysia Sdn. Bhd.: STMB) を設立したのであった⁽²²⁾。

STMBが設立されてから9年間は民間保険会社の参入が許可されなかったが、タカフルの成長には競争が必要であるとの認識が高まったため、第2のタカフル企業として1993年にMNIタカフル社 (MNI Takaful Sdn. Bhd.)⁽²³⁾が設立された。1995年になるとブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポールの4カ国のタカフルがASEAN・タカフル・グループ (ASEAN Takaful Group:

ATG) を結成し、1997年にはATGに対するタカフルのサービスを提供するASEAN・リタカフル・インターナショナル (ASEAN Retakaful International (L) Ltd.) がラブアン国際オフショア金融センターに設立された。

2. イスラーム金融制度の育成策

(1) 銀行

BIMBの設立以来、中央銀行は既存の銀行システムとイスラーム銀行システムの並存を長期的目標に据えていた。しかしBIMBの支店を通じたサービスの普及には限界があり、BIMBのみでは「銀行システム」を作り上げることも不可能である。そこで、既存の銀行にイスラーム銀行業務への参入を許可することで問題の解決を図ろうとした (BNM [1999: 244-245])。1993年、中央銀行は民間銀行に対して無利子銀行スキーム (Interest-free Banking Scheme: IBS)²⁴⁾ を導入し、マラヤン・バンキング (Malayan Banking Bhd.)、バンク・ブミプトラ・マレーシア (Bank Bumiputra Malaysia Bhd.)、ユナイテッド・マラヤン・バンキング (United Malayan Banking Corporation Bhd.) の3大銀行が最初にイスラーム銀行業務を開始した (3月)。同年末までに合計20行がIBSに参加している (表1)。

このように、BIMBの設立からIBSの導入までに10年という時間を要しているが、これはBIMBの設立当初からの方針であった。政府がBIMBに対して時間の猶予を与えたのは、BIMBがイスラーム銀行業務に集中できる環境を与え、国民 (とくにムスリム) に受け入れられるイスラーム金融商品の開発をBIMBに託したためであったとされている (BNM [1999: 243-244])。これは、いわゆる幼稚産業保護の立場に立ったものであろう。幼稚産業保護論によれば、将来は成長が期待される産業であってもスタート時点では弱い立場にあるために政府の保護のもとに置き、育成する必要があるとする。マレーシア初のイスラーム銀行制度が一般に受け入れられ、他行と競争が可能となるまでにはある程度の時間が必要であるという考えにもとづき、BIMBがイス

表1 イスラーム金融サービスを提供する銀行（1993年12月末時点）

イスラーム銀行	Bank Islam Malaysia Bhd.
商業銀行	Bank Bumiputra Malaysia Bhd. Bank of Commerce (M) Bhd. Development and Commercial Bank Bhd. Kwong Yik Bank Bhd. Malayan Banking Bhd. Oriental Bank Bhd. Perwira Habib Bank Malaysia Bhd. Public Bank Bhd. Standard Chartered Bank United Malayan Banking Corporation Bhd.
ファイナンス・カンパニー	Arab-Malaysian Finance Bhd. BBMB Kewangan Bhd. Kewangan Industri Bhd. Kewangan Usaha Bersatu Bhd. Malaysia Credit Finance Bhd. Mayban Finance Bhd. MBf Finance Bhd. Public Finance Bhd.
マーチャント・バンク	Arab-Malaysian Merchant Bank Bhd. Permata Merchant Bank Bhd.

（注）1993年時点の銀行名で作成しているため通貨危機後の銀行再編を反映していない。

（出所）Bank Negara Malaysia [1994 : 335] より筆者作成。

ラーム銀行業務に集中できる環境を作ったのである。そして、特筆すべきはBIMBが独占の状態政府の保護が加えられたという点である。政府と公的機関の出資によって設立されたBIMBはイスラーム銀行市場における独占企業である。一般的に独占企業は、自己の利益を最大にするよう価格設定することで、独占利潤を得ることが可能である。BIMBに10年間も独占を認めたのは、社会に多少の犠牲を強いてでもBIMBに独占利潤獲得の機会を与えることで経営を軌道に乗せることを目指すものであったと捉えることができよう⁽²⁵⁾。同時に、このような政府の手法は、他の銀行に対して(1)政府がイスラーム金融の育成に真剣であるという姿勢を示し、(2)イスラーム銀行がビジネスとして魅力的であることを示す効果もあったと考えられる。

IBSの導入で銀行数が増えたことにより銀行間で余剰資金を運用する市場を必要とした。そのため、政府は1994年に銀行間市場としてイスラーム・マネーマーケット (Islamic Money Market) を創設した。この措置によって銀行間で短期資金を融通しあうことが可能となり、各行が資金を効率的に運用する仕組みが整えられたのである。

次に政府は、イスラーム銀行システムの拡大を目指し、1995年12月に5%ターゲットを導入した。これは、2000年までに預金と貸出において銀行システム全体で5%のシェアを目指すものである。イスラーム銀行およびIBSの実施行は、このターゲットを達成することが求められるようになった⁽²⁶⁾。

さらに、政府はイスラーム金融制度の本格的な発展を目指し、イスラーム銀行のネットワーク拡充に取り組んだ。IBSのライセンスを積極的に付与した結果、銀行数は1999年までに53行へと増加した(表2)。その後はアジア通貨・経済危機後の銀行再編の影響で銀行数は減少するが、支店数は増加傾向にあり、銀行数の減少を支店数の増加で補っていることがわかる⁽²⁷⁾。

1997年には、イスラーム金融の規制・監督責任を負う中央銀行に対してイスラームの見地からアドバイスを行う国家シャリア諮問委員会 (National Shariah Advisory Council) を設立した⁽²⁸⁾。また、1999年には中央銀行内のイスラーム銀行課 (Islamic Banking Unit) がイスラーム銀行部 (Islamic Banking Division) に再編され、中央銀行の規制・監督機関としての役割が強化されている。

2000年以降、さらに政府の積極的な姿勢が明確になる。転機となったのは1997年から1998年にかけてマレーシアを襲ったアジア通貨危機とその後の金融危機と経済危機であった。アジア通貨・経済危機から経済が回復すると、政府は2001年に金融セクター・マスタープラン (Financial Sector Master Plan) を発表し、2010年までにイスラーム金融のシェアを20%とする目標を掲げた⁽²⁹⁾。また、イスラーム金融の育成策として、(1)金融機関の能力強化、(2)金融インフラ整備、(3)規制フレームワークの強化、の3つの柱を打ち出した (BNM [2001])。とくに政府が力を入れたのは金融機関の競争を通して組織の能力を向上させることであった。2003年、政府は海外のイスラーム銀行3行に対

表2 イスラーム銀行サービスを提供する銀行数の推移

	商業銀行	ファイナンス・ カンパニー	マーチャント・ バンク	イスラーム 銀行	割引 商社	合計
1983 - 1992	0	0	0	1	0	1
1993	11	7	2	1	0	21
1994	21	13	3	1	0	38
1995	23	18	3	1	0	45
1996	25	21	3	1	0	50
1997	24	22	5	1	0	52
1998	25 (7)	18 (3)	5	1 (80)	0	49 (90)
1999	23 (6)	16 (2)	5	2 (120)	7	53 (128)
2000	21 (7)	14 (2)	5	2 (122)	7	49 (131)
2001	14 (8)	10 (2)	5	2 (122)	7	38 (132)
2002	14 (8)	9 (2)	3	2 (128)	7	35 (138)
2003	13 (13)	7 (7)	4	2 (132)	7	33 (152)

(注) カッコのなかは支店数。1998年から支店数が公表されている。

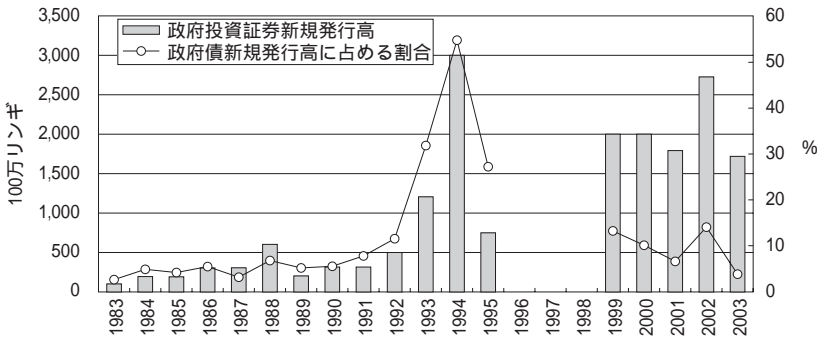
(出所) Bank Negara Malaysia, *Annual Report*, 各号を参考に筆者作成。

してライセンスを付与することを発表し、クウェートなどの中東資本の金融機関に対して参入を許可したのである⁽³⁰⁾。これは、銀行数を増やすことによる競争促進もさることながら、マレーシアと中東諸国の経済的な結びつきを強めることを意識している策と捉えることも可能である(Gurmeet[2005: 32])。つまり、イスラーム国家である中東とのリンケージを深めることにより、オイルマネーを同じイスラーム国家であるマレーシアの金融市場に流入させ、マレーシアのイスラーム金融市場を拡大させることで国際金融市場でのハブを目指す狙いがあると考えられよう⁽³¹⁾。

(2) イスラーム債

政府投資証券 (Government Investment Issues: GII) の新規発行高の推移を追ってみると(図1), 1993年と1994年に大きく増加しており, 政府債の新規発行高全体に占めるシェアも拡大した。これは, 1993年に導入されたIBSによってGIIに対する需要が高まったために新規発行高が急増した一方で, 財政状態が良好であったことから他の政府債の発行が減少したためにシェアが拡

図1 政府投資証券の推移（新規発行分）



（注）（1）1996年から1998年は新規発行なし。

（2）政府債新規発行高は、政府投資証券のほか、国債、カザナ債、政府貯蓄債を含む。

（出所）Bank Negara Malaysia [2005a] を参考に筆者作成。

大したものである。1999年以降はシェアの急激な拡大は見られないものの、2003年までに毎年17億リンギから27億リンギが発行されている⁽³²⁾。

イスラーム債市場のうち、国債市場がIBSの導入にともなって拡大してきたのに対し、社債市場が発展し始めたのは2001年に証券取引委員会が資本市場マスタープラン（Capital Market Master Plan）を発表してからになる。このなかで提示されたイスラーム債市場の発展戦略は、(1)イスラーム資本市場における金融商品の開発および各種サービスの促進、(2)イスラーム投資信託や投資ファンドによる投資促進、(3)会計・税および規制などの各種制度の構築、(4)イスラーム資本市場の地位を国際的に高める、と4つの柱から構成されている（Securities Commission [2001]）。政府の立場は、イスラーム債市場を既存の債券市場を補完するものと位置づけながらも、国際金融市場でのニッチを目指す戦略を貫いている。これらを達成するためにマスタープランでは各種の政策提言を行った。たとえば、手数料の変動を認めた商品の検討、デリバティブなどのイスラーム金融商品の開発、資産の証券化の取組みなどがあげられる。また、イスラーム金融に携わる人材の育成や、イスラームの会計基準とそれまで使用されてきた会計基準との調和なども必要であるとしてい

る。これらに加えて、海外の資本市場との提携の強化も掲げられた。これは、マレーシアのイスラーム債を海外で発行することで、イスラーム債市場の発展と外国でのマレーシアのプレゼンスを向上させる狙いがある。

このような提言のなかで政府が最初に取り組んだのは、イスラーム債にかかわる規制ガイドラインの設定と、会計基準の設定であった。2000年に設定された規制ガイドラインによって、イスラーム債の発行を希望する企業は事前に社外のシャリア・アドバイザーを雇い、その指示に従うことが求められるようになった。一方、会計基準については、2001年、マレーシア会計基準委員会（Malaysia Accounting Standard Board）によってイスラーム金融機関の会計基準と財務諸表の提示に関するルールが定められた⁽³³⁾。

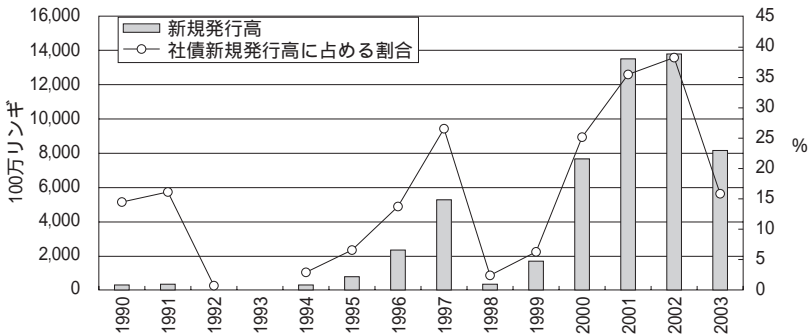
続いて2002年にはイスラーム投資信託に関する実施基準が定められた。投資信託のメリットは少額で手軽に投資できることである。政府は、この点を利用してイスラーム資本市場の拡大を目指したのであった。これと同時に、量の増加を目的として、イスラーム債を起債しようとする企業に対してインセンティブを与えた。たとえば、2002年9月に行われた2003年度予算案のスピーチにおいて、イスラーム債の発行で発生した費用を5年間、控除の対象とすることを発表している（Securities Commission [2004: 248]）。

このような政策にアジア通貨・経済危機後の景気回復が重なったこともあり、イスラーム債の新規発行高はとくに2000年以降急激に伸びている（図2）。これを一般の社債も含めた新規発行高に占めるイスラーム債のシェアで見ると、1999年は6.2%であったのが2000年には25.2%となり、2002年までに38.2%にまで拡大した⁽³⁴⁾。

(3) タカフル

タカフルの育成策はイスラーム債市場の育成と同様に、2000年以降に本格的に始まっている。2000年には新たに年金スキームや住宅用のタカフルが導入された⁽³⁵⁾。政府は、タカフルの発展戦略を金融セクター・マスタープランに定め、2010年までに保険市場におけるシェアを20%とする目標を掲げてい

図2 イスラーム債（社債）発行の推移（新規発行分）



（注）1）1993年は新規発行なし。

（2）社債新規発行高には、イスラーム債のほか、ワラント債、転換社債、資産担保証券、住宅抵当証券（チャガマス債）なども含む。

（出所）Bank Negara Malaysia [2005a] を参考に筆者作成。

る。これを達成するには、まずタカフル企業の数を増加させることが必要であることから、政府は2001年に銀行グループに対してタカフルへの参入を許可した⁽³⁶⁾。銀行の支店網を利用してタカフルの提供が可能になったことはタカフルの拡大に大きく貢献している。表3に示したように、タカフル・オペレーター数は多くないものの支店数と代理店数の増加は著しい。支店数は2003年までに132となり、代理店数は1995年の1210から2003年までに1万1433へと急増している。

GNPに占めるタカフルの資産は2000年の時点でわずか0.6%、2003年でも1.2%しかなく、国全体では大きな産業といえない。しかし、中央銀行はタカフルの普及に努めている。たとえば、中央銀行とタカフル共催のセミナーや⁽³⁷⁾、イスラーム諸国会議機構におけるタカフル国際会議などを開催してイスラーム国家のタカフルの発展や議論の喚起に努めている。

このように、タカフルの育成策は銀行や債券市場と比較すると小規模であるものの、今後は20%のターゲットを達成するために政府の関与がますます拡大するものと予想される。とくに支店や代理店数の推移は、今後の拡大を予感させるものであろう。

表3 タカフル・オペレーター数の推移

	1985	1990	1995	2000	2003
タカフル・オペレーター数	1	1	2	2	4
支店数	-	31	42	124	132
代理店数	-	-	1,210	4,567	11,433

(出所) Bank Negara Malaysia [2005b : , 2005c : 3] より筆者作成。

第2節 開発におけるイスラーム金融

前節で明らかにしたように、マレーシアではイスラーム金融の導入にあたり政府の関与が強かった。それは、すでに述べたように、マハティール政権が「開発」と「イスラーム化」を目指したことと関係している(鳥居[2003b, 2005])。したがって、マレーシアのイスラーム金融制度を考察する場合には、開発の視点からイスラーム金融制度の位置づけを明らかにすることが欠かせない。本節では、まずマレーシア計画の記述からイスラーム金融制度の位置づけを整理してみよう。そのうえでイスラーム金融と開発について、これまでの評価を過去の文献から振り返る。

マレーシア計画で最初にイスラーム金融の記述が登場するのは、第4次中間報告書⁽³⁸⁾である。しかし、ここではBIMBがシャリアの原則に従った銀行サービスを提供していること、BIMBが既存の銀行を利用してこなかったムスリムからの貯蓄を集めることを可能にしたこと等、過去の実績を評価しているにすぎない。この傾向は、第5次、第6次マレーシア計画も同様である。開発戦略にイスラーム金融が取り上げられるようになったのは冒頭に述べたように第7次マレーシア計画であった。

1. マレーシア計画に見るイスラーム金融の位置づけ

(1) 第7次マレーシア計画 (1996 - 2000年)

第7次マレーシア計画が掲げた目標は生産性向上による発展を目指すことであった。そのために取り組むべき課題として、輸出市場におけるマレーシア製品のシェア拡大、人材育成、科学技術および研究開発の促進、民間部門の競争力強化が掲げられている (Malaysia [1996: v-vii])。特筆すべきは、経済発展の側面には物質的な発展と精神的な発展の両者があるとし、とくに後者においてイスラームの普遍的な価値観が強調されている点である。「国の平和と繁栄においては、信頼、穏健、責任、誠実、勤勉、献身、規律などのイスラームの価値観が鍵」 (Malaysia [1996: 4]) であるとして、マハティール政権の「イスラーム」を前面に打ち出して開発に取り組む姿勢が表われている。

イスラームの価値観を重視した開発を進めるためにイスラーム金融が経済で一定の役割を果たすことが求められた。政府がとくに期待したのは既存の銀行で吸収できなかった貯蓄の動員と効率的な資金仲介であった。マレーシアでは、早い段階から銀行の支店網拡大に力を注いでいたため、ある程度の貯蓄動員は進んでいた。しかし、ムスリムの貯蓄率は国全体の貯蓄率より低かったとされている (Zakariya [1988: 86])。そのため、彼らにとって貯蓄しやすい環境を整え、遊休資本を経済システムに取り込むことを狙ったと推測できる。具体的な策として、イスラーム銀行のさらなる発展と銀行間の資金仲介の効率化を促進するイスラーム・インターバンク市場の創設や、イスラーム金融制度の健全な発展を促すための監督機関の設立等が提示された (Malaysia [1996: 492-495])。

(2) 第8次マレーシア計画 (2001 - 2005年)

第8次マレーシア計画の全体的な目標はおおむね第7次のを踏襲しているが、1997年から1998年にかけてアジア通貨危機に端を発した金融危機と

経済危機が発生したことから、急激な変化に対応しうる経済・社会を創設することが急務であるとしている。これを実現するために経済の競争力強化、生産性向上のための知識集約型経済（knowledge-based economy）への転換、経営や組織管理の能力向上、研究開発と科学技術の推進、イノベーション能力の強化が課題として掲げられた（Malaysia [2001: v-vii]）。

こうした目標を達成するには、経済全体の資金循環をスムーズにし、成長部門に資本投下を集中させることが欠かせない。つまり、金融部門が金融仲介をいかに効率化し、顧客のニーズにあった金融サービスを提供できるかが重要となる。これはイスラーム金融部門でも同様である。ゆえに、第8次マレーシア計画では、イスラーム金融の課題として競争促進による資金仲介の一層の効率化が掲げられた。また、資金需要者のニーズに応えうるサービスの多様化が重要であるという立場を明確に打ち出し、イスラーム金融商品の研究開発に積極的に取り組むことも課題とされた。その他、イスラーム資本市場の発展も課題として掲げられている。このように、第8次マレーシア計画では銀行と顧客の間の資金仲介の効率化とイスラーム資本市場の発展に重点が置かれている。

これらに加えて特徴的な点は、マレーシアのイスラーム金融が国際金融市場においてニッチ市場³⁹⁾としての地位を確立することを求めていることである。これは、イスラーム国家マレーシアの特徴を最大限に生かし、イスラーム金融の分野で国際的な競争優位を確立したいという狙いがあるといえよう。具体的な課題として、イスラーム資本市場の発展、イスラーム銀行およびIBSを実施している銀行部門の効率化、近代化、競争力強化などが掲げられた。また、ラブアン国際オフショア金融センターの一層の発展に取り組むこともニッチ戦略として位置づけられている（Malaysia [2001:13-14, 423-429]⁴⁰⁾）。

以上から明らかなように、マレーシア計画においてイスラーム金融の発展戦略が登場したのは1990年代半ば以降のことであり、金融面ではこの頃から「開発」と「イスラーム化」を両輪としたマハティール政権の経済運営が本格化するのである。

2. 先行研究によるこれまでの評価

一般的に、経済における金融の役割は貯蓄を集め、資金需要者への貸出を通して経済主体の活動を促進することであるといわれる。市場における情報の非対称性の問題が指摘されるようになると、金融機関による情報収集およびその生産機能にも注目されるようになった。イスラーム金融においては、これらに加えてイスラーム的価値の普及など、質的な側面での役割もあるだろう。

Zakariya [1988] は、BIMBの経験からイスラーム銀行の設立がマレーシアにもたらしたメリットとデメリットを分析した。まず、メリットはムスリムに対してイスラームを見直すきっかけを与えたこと、そして他国のイスラーム銀行とは異なり、小口預金を多く集めることに成功していると述べている。つまり、マハティール政権が目指すイスラーム化の促進と、マレーシア計画に示されたイスラーム金融の貯蓄動員面の双方の役割を果たしたとして評価している。一方デメリットとして、銀行が顧客にかわって資産を購入し、その金額に銀行の手数料やマージンをプラスして顧客に販売するコスト・プラス方式や、銀行が顧客のかわりに資産を掛けて購入し、顧客はその代金を一定期間繰り延べて返済する延払い方式、あるいはリースとしての貸出が多く、短期資金が圧倒的であるとしている。これは貸出供給の視点から見ると、開発に必要な長期資金の提供に結びついていないということになる。Saad [1995] も同様の問題を指摘している。

Muhammad [1991] は、イスラーム金融がさまざまな観点からムスリムの社会的・経済的な発展に寄与するものであると指摘する。たとえば、社会的な側面からは、ムスリムとしての自覚を強化すること、ザカート (zakat)⁽⁴¹⁾ の徴収が国の目指す貧困削減と社会的・経済的な平等化を促進することを指摘している⁽⁴²⁾。つまり、イスラーム金融制度の導入によって、ムスリムの居住割合が大きいとされる農村地域の貧困削減と貧困層の貯蓄およびビジネス

の促進をもたらす効果があるというのである⁽⁴³⁾。一方、経済的側面からは、資金調達が多様化により企業活動や人々の耐久消費財の消費を促進し、ひいてはそれが人々の富の蓄積と経済成長の可能性を拡大するとしている。また、ムスリムに対する貯蓄の動機付けになり、開発のプロセスに参加させることが可能になる点や、雇用の促進につながる点も重要であると主張する。

よりマクロ的な視点から、マレーシアの経済的成功がイスラーム金融を導入したことによるものか否かを論じたものとしてWilson [1998] があげられる。同論文によると、1997年の時点で預金、貸出ともに既存の銀行に比べるとわずか2%程度のシェアしかなく、タカフルやイスラーム投資信託のシェアもそれぞれ3%と4.5%しかないことから、イスラーム金融が経済発展に果たした役割はわずかなものでしかない、と結論付けている⁽⁴⁴⁾。

これに対し、Mohamed [2001, 2005] は、Wilson [1998] の結論はもっともであるとしながらも、イスラーム金融の量的な面のみに着目することを批判した。Mohamedは、マレーシアのイスラーム金融が開発に与えたインパクトの考察は次の2つに焦点をあてるべきであるという立場をとっている。ひとつは、開発理念やマレーシア計画など、政策の形成過程においてイスラームの観点からの議論がどれだけ行われ、それが反映されたかという点である。そしていまひとつは、開発を進める過程におけるイスラームの正しい価値観の普及や、人々への動機付けにおけるイスラーム金融の役割である。Mohamed [2001] は前者を議論するものであり、マハティール政権がイスラーム経済の議論を充分に行わずにイスラーム化を進めたため政策が首尾一貫していないと指摘した⁽⁴⁵⁾。一方Mohamed [2005] では、後者の点についてマレーシアの経験から4つの教訓を導いた。それらは、第1に宗教は近代化の源となりうること、第2にマレーシアが採用した漸進的なアプローチは社会の安定化をともなった開発を可能にしたこと、第3にイスラームの法の解釈には多様性があること、第4にイスラーム国家は西側諸国から開発モデルを輸入しなくても開発が可能なこと、である。これより、マレーシアが開発にある程度成功した理由は、イスラームを柔軟に適用したイスラーム金融を通して

人々の開発への参加の動機付けを正しく行ったためであるとしている。

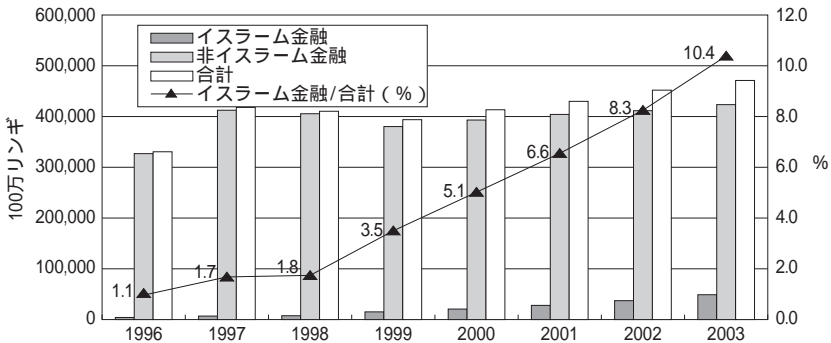
これらの議論は、イスラーム金融のイスラームという質的な面と金融仲介の量的な面を分けて議論することの重要性を示している。確かに、von der Mehden [1986] が指摘するようにイスラームは近代化の過程において、とくに国民の統率の面で一定の役割を果たした可能性は高いだろう(von der Mehden[1986: 147-149])。つまり、経済の量的な側面以外に何らかの貢献があったと考えられる。しかし、マレーシアが経済的に先進国を目指して開発を進める限り、金融仲介の量的な面は重要である。金融仲介が効率的に行われず、成長部門の経済活動が拡大しなければ開発は促進されない。マハティール版「イスラーム化」が首相就任前後の社会的・政治的な情勢の影響を受けて進められたことを鑑みると、イスラーム金融がマレーシア計画で示された役割を果たしていることを社会に示すには、ある程度の量の拡大と効率化が欠かせない。つまり、マハティール政権にとって預金や貸出の量の追求と金融仲介の効率化は極めて重要な課題といえる。

第3節 イスラーム金融制度の運用状況 銀行を中心に

イスラーム銀行の設立からマハティール首相が退任するまでの間、イスラーム金融は実際にどのように運用されてきたのだろうか。本節では、イスラーム金融制度のうちもっとも情報量が多い銀行に着目し、量的な側面から考察したい。銀行に焦点をあてた分析には前節で示した通りZakariya [1988]、Saad [1995] があり、それらによってBIMBの特徴が明らかにされている。しかし、IBS実施を加えた状況はこれまで明らかにされていない。したがって、本節ではイスラーム銀行2行とIBS実施の財務諸表を用いてその貸出動向を明らかにする。

まず、銀行貸出の動向をイスラーム金融と非イスラーム金融で比較してみよう(図3)。イスラーム金融による貸出(残高ベース)は2000年の210億5000

図3 銀行部門の貸出残高推移



(出所) Bank Negara Malaysia [2005a] を参考に筆者作成。

万リングから2005年には494億1000万リングと2倍超となった⁽⁴⁶⁾。これを貸出残高合計に占めるイスラーム金融の割合で見ると、1999年を境に大きく増加しており、2003年までに10.4%まで拡大している。これは、前述の通り中央銀行によるターゲットの設定が大きく関係していると考えられる。注目すべき点は、非イスラーム金融による貸出残高も増加傾向にあり、合計が増加していることである。これは、非イスラーム金融からイスラーム金融に借替えが行われているのではなく、イスラーム金融と非イスラーム金融の双方が伸びていることを表わしている。

次に部門別貸出の傾向を追ってみよう(表4)。貸出シェアをイスラーム金融と非イスラーム金融について比較すると4つの特徴が観察できる。第1に、イスラーム金融・非イスラーム金融ともにシェアがもっとも大きいのは不動産・建設業向け貸出である。ただし個別の項目を見ると、イスラーム金融による居住用建物の購入に対する貸出シェアの伸びが非イスラーム金融よりも大きい。第2に、乗用車・輸送用車両購入向け貸出シェアに注目すると、イスラーム金融の方が非イスラームよりも大きい。ここでは、2000年から2001年にかけてのシェアの拡大が顕著である。第3に、2000年以降、製造業向け貸出に変化が確認できる。非イスラーム金融によるシェアは縮小している一方、イスラーム金融による貸出シェアは2000年、2001年と拡大した。2002年

表4 イスラーム金融と非イスラーム金融による部門別銀行貸出シエア

(単位: %, 上段: イスラーム金融, 下段: 非イスラーム金融)

	(単位: %, 上段: イスラーム金融, 下段: 非イスラーム金融)															
	農林水産業	鉱業	製造業	電気・ガス・水道	卸売・小売・ホテル・レストラン	小規模建設建物	不動産	住宅	倉庫	運輸・金融	消費者信用	証券	乗用車	その他	合計	
1994	0.1	-	-	0.2	0.6	21.9	1.3	3.6	-	-	-	-	-	-	72.3	
2.3	0.4	19.1	1.6	10.0	7.8	11.1	-	7.4	2.1	9.8	12.3	4.2	-	-	120	
1995	0.0	-	9.0	3.2	1.1	26.9	1.6	13.6	-	-	-	-	-	-	44.6	
2.0	0.5	19.5	1.5	9.6	7.8	10.0	-	8.1	2.0	10.7	12.4	3.4	-	-	126	
1996	1.3	0.0	9.7	1.3	3.8	8.0	5.1	6.7	3.7	2.8	1.0	15.8	11.0	1.2	23.2	
1.8	0.3	16.1	1.4	8.2	8.4	12.3	5.4	5.4	2.0	9.8	5.0	9.2	10.0	1.6	2.7	
1997	2.2	0.0	11.6	1.0	6.6	11.8	10.0	6.4	4.2	9.3	3.7	1.5	12.4	10.8	1.4	7.1
1.8	0.3	15.1	1.1	8.3	10.1	12.3	6.7	4.3	3.1	8.5	5.0	9.2	10.0	1.6	2.7	
1998	1.5	0.0	8.9	0.4	8.5	11.3	14.8	9.5	4.7	8.1	5.2	1.5	11.5	11.4	1.0	1.7
1.9	0.4	15.3	1.4	8.5	10.4	13.8	7.2	4.0	3.6	8.9	5.4	7.8	8.5	1.6	2.2	
1999	3.6	0.5	8.8	1.5	5.3	9.9	20.8	10.1	3.8	5.5	4.6	2.5	5.4	12.4	0.9	4.4
2.2	0.4	15.5	1.9	9.0	9.4	15.6	7.0	3.9	3.5	8.0	5.0	6.4	8.2	1.8	2.2	
2000	7.5	0.4	9.7	4.1	4.7	7.7	18.7	7.6	1.7	3.7	2.8	1.8	3.3	17.4	1.1	7.9
2.5	0.4	15.1	1.7	8.8	8.5	17.6	6.5	3.7	2.8	7.9	5.3	6.1	9.0	1.5	2.6	
2001	5.8	0.2	10.9	1.9	4.0	6.1	24.1	6.0	2.0	2.7	4.3	2.7	3.1	21.3	1.3	3.8
2.5	0.3	14.7	1.2	8.6	8.0	19.6	6.4	3.7	2.3	3.7	5.5	5.1	10.6	1.4	2.3	
2002	4.3	0.2	10.4	1.4	3.7	6.1	28.8	5.4	1.8	2.2	3.7	3.0	2.5	21.6	0.6	4.3
2.4	0.2	13.8	1.5	8.6	7.2	21.6	6.2	3.2	2.2	6.9	5.8	5.0	12.0	1.3	2.0	
2003	3.8	0.1	8.9	0.5	3.6	5.9	29.0	4.8	1.6	2.1	3.9	3.4	1.9	26.4	0.6	3.4
2.0	0.2	13.4	1.1	8.8	6.3	24.1	6.2	3.1	2.3	6.4	6.1	4.5	12.2	1.1	2.2	

(注) 1) 1994年, 1995年は, 広義の不動産・建設業について内訳が公表されていない。

2) 耐久消費財購入, クレジットカード, その他個人使用の合計。

3) 乗用車購入は非イスラーム金融のデータでは「消費者信用」に含まれているが, ここでは貸出の目的を明確にすることを考慮し, 乗用車両購入と合算した。

(出所) Bank Negara Malaysia [2005a] を参考に筆者作成。

はシェアが若干縮小したが、それでも10%超である。第4に、1997年と1999年以降のイスラーム金融による農林水産業向け貸出はシェアは小さいがイスラーム金融の方が大きい。2000年には、前年の3.6%から7.5%と2倍超である。以上を総合すると、全体的な傾向として不動産や建設業や乗用車・輸送用車両購入に対する貸出が多く、生産部門への供給が相対的に少ない。しかし、個別の項目の動向を観察すると、農林水産業や製造業のシェアが2000年頃を境に若干変化している。この点は、今後の動向を注視する必要があるだろう。

さらに、これを別の視点からもう一度確認してみたい。イスラーム銀行およびIBS実施行の財務諸表より貸出残高をイスラーム法(シャリヤ)の概念別に集計すると(表5)、もっとも大きなシェアを占めているのは Al-Bai' Bithaman Ajil(延払契約)である。これは、銀行が顧客のかわりに資産を掛けて購入し、代金を一定期間繰り延べて支払う取引である延払い契約に適用され、主に住宅や土地の購入のための貸出などが該当する。その次にシェアが大きいのは Al-Murabahah(コスト・プラス契約)である。これは、銀行が顧客の依頼で購入した財にマージンをプラスした価格で顧客に販売する取引であるコスト・プラス契約に適用され、主にコンピュータの購入や運転資金のための貸出などが該当する。その一方で、Al-Mudharabah(利益分担契約)やAl-Musyarakah(合弁事業契約)など、長期的視野から企業に出資するための貸出が極めて少ない。この傾向はイスラーム銀行、IBS実施行ともに同じである。イスラーム銀行のみでは、Al-Quardhul Hassan(当座貸越)が民間銀行よりも多いことが特徴的であろう。これは救済や慈善の意味を表わし、金融取引の場合は無利子の貸出(当座貸越など)に該当する。こうして見ると、1999年に設立されたイスラーム銀行を含んだ分析においても、過去に行われたBIMBのみの分析と大きく変わるものではなかった。このように、イスラーム金融の運用の実態は、この金融制度の特徴とされる損益分担にもとづいた貸出があまり行われていないこと、そして企業の事業に対する貸出が少なく、財の売買を介した取引に対する貸出が多いことが明らかになった。

表5 イスラーム銀行およびIBS実施行による貸出シェア(シャリア概念別)
(%)

内訳	Al- Quardhul Hassan	Al- Musyarakah	Al- Mudharabah	Al- Murabahah	Al-Bai' Bithaman Ajil	Al-Ijarah
	合計					
2002 イスラーム銀行	5.9	2.6	0.4	23.7	55.7	3.3
IBS実施行	0.0	1.2	0.0	10.6	66.5	9.3
全体	2.0	1.6	0.2	15.1	62.8	7.3
2003 イスラーム銀行	5.7	2.3	0.4	22.7	57.8	3.3
IBS実施行	0.0	1.7	0.1	10.6	66.8	10.4
全体	1.6	1.9	0.2	14.0	64.2	8.4

内訳	Al-Ijarah Thamma	Al-Ijarah Muntahiah Bi-Tamlik	Al-Inah	Al-Istisna	その他	合計
	2002 イスラーム銀行		2.1	0.3	4.2	1.8
IBS実施行	2.5		2.3	0.7	6.8	100.0
全体	1.6	0.7	1.6	1.9	5.1	100.0
2003 イスラーム銀行		0.9	1.7	3.7	1.3	100.0
IBS実施行	2.9		0.8	0.1	6.7	100.0
全体	2.1	0.3	1.0	1.1	5.2	100.0

(注) 1) イスラーム銀行2行 (Bank Islam Malaysia, Bank Muamalat Malaysia), IBS実施行 (AffinBank, Alliance Bank, AmBank, Citibank, EON Bank, Hong Leong Bank, HSBC, Maybank, OCBC, Public Bank, RHB Bankの11行) の銀行単体での実績をシャリアの概念別に集計。ただし, AmBankは銀行単体の実績が未発表のためグループの実績。

(2) Southern BankとStandard Chartered Bankもイスラーム銀行スキーム実施行であるが, イスラーム部門について未発表のため除外した。

(3) 銀行業務における各概念の意味は次の通り。Al-Quardhul Hassan: 当座貸越, Al-Musyarakah: 合弁事業契約, Al-Mudharabah: 利益分担契約, Al-Murabahah: コスト・プラス契約, Al-Bai' Bithaman Ajil: 延払契約, Al-Ijarah: リース契約, Al-Ijarah Thamma Al-Bai': 割賦販売契約, Al-Ijarah Muntahiah Bi-Tamlik: リース契約 (契約終了後にリース物件を所有するオプション付), Al-Inah: 立替払委託契約, Al-Istisna: 物品注文契約。各概念の解説は本章の付表を参照されたい。

(4) シャリア概念のスペルについてはマレーシアで使用されているものに従った。

(出所) 各行財務諸表を参考に筆者作成。

むすびにかえて　　イスラーム金融が果たしてきた役割

以上、マハティール政権期に導入されたイスラーム金融制度を開発の視点から考察してきた。開発とイスラーム的価値の融合を図ったマハティール政権であったが、政府が本格的に開発とイスラーム金融をリンクさせたのは第7次マレーシア計画からであった。第7次マレーシア計画でイスラーム金融に課した役割は、既存の銀行で吸収できなかった国内の貯蓄動員と効率的な資金仲介であった。第8次マレーシア計画では、経済の競争力強化と、生産性向上のための知識集約型経済への転換をサポートすることを最終目標に掲げ、イスラーム金融に一層の金融仲介の効率化と顧客ニーズに対応しうる金融サービスの多様化、そしてイスラーム国際金融市場のハブとなることを託した。政府は、これらの目的を達成するために積極的に関与してきた。

イスラーム金融の運用面について銀行の状況から明らかになったのは次の2点であった。まず、部門別貸出の動向では、不動産や乗用車・輸送用車両向けの貸出が多く、製造業などの生産部門に回る資金が相対的に少ないことである。ただし、非イスラーム金融のシェアと比較すると、農林水産業や製造業のシェアは2000年以降に変化が生じていた。また、シャリアの概念別に分類した動向は、延払い契約やコスト・プラス契約にもとづく貸出が圧倒的に多く、長期的視野に立った合併事業契約や損益分担契約にもとづく資金供給が少ないことが判明した。

マレーシアにおけるイスラーム金融の導入とその普及は極めて漸進的であり、マレーシア計画に示されたイスラーム金融の役割をある程度は果たしてきたといえるだろう。しかし、イスラーム金融制度の導入から20年経過した2003年の時点でもシェアは10%程度であり、国全体の開発に対するインパクトの計測はきわめて難しい。この点は今後の課題に譲るとして、本章の考察から指摘できる点は、2000年を境としたイスラーム金融による農林水産業、製造業への貸出動向の変化が継続することが望まれることである。イスラーム

ム金融がこうした生産部門に対する長期性資金の安定的な供給元となれば、開発への貢献度を高めることになる。そして、最終的にビジョン2020の達成と同時に、イスラーム金融の原理がうまく機能する経済・社会の創設につながるであろう。

最後に、本章では詳細な分析が行われなかったイスラーム債についてひとつ指摘しておきたい。本章で明らかにしたように、マレーシアのイスラーム債市場は2000年以降、急速に拡大してきたが、その一方でイスラーム債の格付けのあり方や、政府や企業が調達した資金の用途に関する分析があまり進んでいない。国債は開発資金の一助になっている可能性があるだろう。また、社債は企業金融のあり方に影響を及ぼしているだろう。マレーシアがイスラーム債市場のニッチとしての地位を確立できるか否かという点も含め、今後の動向が注目されるところである。

〔注〕

- (1) 本章は、第16回国際開発学会全国大会（2005年11月26日、於神戸大学）で発表した内容をもとに執筆したものが一部含まれている。
- (2) 訳は中村〔2005〕に従った。
- (3) 鳥居〔2005〕は、マハティール政権が達成しようとしたことを4つのキーワードで説明する。4つのキーワードとは、「第1に工業化の促進、第2にプミプトラ商工業企業の育成、第3にマハティール版『イスラーム化』の促進、第4に以上を兼ね備えた『マレーシア』国家の確立」（鳥居〔2005: 10〕）である。
- (4) 鳥居〔2005〕の表現に依拠する。
- (5) ダクワ運動およびマレーシアにおけるイスラームの意味などを論じた文献については、堀井〔1987〕、Chandra〔1987〕、Shamsul〔1997〕、佐藤〔2001〕、鳥居〔2003a〕などを参照されたい。
- (6) ABIMの指導的立場にあった他のメンバーもUMNOおよび政府のイスラーム機関に登用された。ただし、こうした動きに反発した一部のメンバー（幹部を含む）には汎マレーシア・イスラーム党に参加した者もいた。
- (7) セミナーのタイトルは「イスラームにおける開発の考え方」（The Concept of Development in Islam）。
- (8) この他、イスラーム経済開発財団（Yayasan Pembangunan Ekonomi Islam Malaysia）や国際イスラーム大学（International Islamic University Malaysia）などが設立された。

- (9) ただし、契約の種類によっては出資者が損失のすべてを負担するものもある。
- (10) イスラーム金融における利子論については、北村 [2005] が詳しい。邦語文献では、この他に山中 [1988], 桑原 [1998] も一部論じている。なお、イスラーム金融はイスラームに反しない事業にかかわる金融取引であり、その判断はイスラーム法 (シャリヤ) にもとづいて行われる。ただし、シャリヤの解釈は学派によって異なることから、イスラーム金融の形態は画一的ではない。こうした点を含め、イスラーム金融の概念の解説については多くの文献が発表されている (たとえばSudin and Balq [1997], Lewis and Algaouf [2001], Iqbal and Llewellyn [2002] など)。
- (11) イスラーム金融の歴史についての詳細は石田 [1987], Saad [1995], Iqbal and Molyneux [2005] などを参照されたい。
- (12) Mohamed [1988], Venardos [2005] などは東南アジアに焦点をあてた文献であり、パキスタンの事例は山中 [1988], スーダンの事例は栗田 [1989] が詳しい。
- (13) BIMBの設立にあたり、連邦政府の他に大蔵省投資会社 (財務大臣持株会社)、州の宗教関係団体 (州宗教評議会、州宗教庁)、政府巡礼基金、マレーシア・ムスリム福祉機構が出資している (桑原 [1998: 65-66])。
- (14) 政府巡礼基金の前身であるPilgrims Fund Corporation (Perbadanan Wang Simpanan Bakal-bakal Haji) は1962年11月に設立され、翌年9月から業務を開始した。この組織は、1969年にペナンを中心に活動していたPilgrimage Affairs Management Officeと合併し、現在に至っている。
- (15) タカフルについては第1節で説明する。
- (16) 既存の金融制度および金融機関に関する研究は枚挙にいとまがない。それらは、開発との関係を深く掘り下げているものとそうでないものが混在する。本章は、そうした過去の研究では扱われてこなかったイスラーム金融に焦点を絞った。なお、マレーシアの金融研究に関する文献レビューは中川 [2005] にまとめられている。
- (17) 1984年UMNO党大会でのスピーチより抜粋。以下、とくに断りのない限り外国語文献の邦語訳は筆者による。
- (18) 政府が1982年11月に上程したイスラーム銀行法案 (Islamic Banking Bill) は、1982年12月に下院 (Dewan Rakyat) で、1983年1月に上院 (Dewan Negara) でそれぞれ可決され、1983年3月に発効。
- (19) 後に政府投資証券 (Government Investment Issues) とよばれるようになった。
- (20) 2001年には、イスラーム・マネー・マーケットを活性化させるために、新しいタイプの政府投資証券も発行が開始された。1983年から1990年代までに発行されていたものは、政府に対して慈善を施すという意味が込められていた債

券 (benevolent loan) であったが、新タイプは政府が資産をGIIの買い手に売却し、満期に買い戻すタイプのものである。また、2005年6月に政府投資法が改正され、さまざまなタイプのイスラーム債の発行が可能となった。これを受けて、満期が1年未満のイスラーム財務省証券 (Islamic Treasury Bill) の発行を開始した。

- (21) イスラーム証書研究会 (Islamic Instruments Study Group)
- (22) 武藤 [2002] は、イスラームでは保険業に対してイスラーム法が定める禁止行為 (不確定要素: gharar, 賭博, 投機: maisir, 金利: riba) がともなうという理由で否定的であると指摘する。しかし、ムスリムの間で設置した共同基金に各自が寄付を行い、基金を通して災難や不幸に見舞われた人に資金的な救いの手を差し伸べることはイスラームに反しないとし、こうした考え方にもとづいてタカフルが創設されたと解説する。なお、タカフルの解説およびマレーシア・タカフル社のパフォーマンス分析については、Syed [1991] が詳しい。
- (23) MNI Takafulは既存の民間保険会社の子会社として設立された。1998年に Takaful Nasional Sdn. Bhd.へ名称が変更されている。
- (24) Skim Perbankan Tanpa Faedah。なお、1998年12月1日にイスラーム銀行スキーム (Islamic Banking Scheme/Skim Perbankan Islam) に名称が変更された。
- (25) ただし、10年という期間が適切であった否かについては判断が非常に難しいところである。実際に、なぜ10年なのかという点について明確な説明が提示されていない。幼稚産業保護論の問題としてよく指摘されるのは、保護した産業が自立するのか、それにはどれだけのコストと期間が必要か、という点に関して政府があらかじめ判断する方法はないということである。マレーシア政府が保護期間を明確に提示したことによって、期限までに国際的に競争できるイスラーム金融機関になる必要があるという自覚を促した点は評価できるかもしれないが、その期間についての是非を論じるのは難しいのである。
- (26) 政府は1998年にこのターゲットを見直し、イスラーム銀行システム全体のノルマから各行が達成すべきものへと変更している。
- (27) 支店数の増加は、1999年10月1日に第2のイスラーム銀行であるBank Muamalat Malaysia Bhd. (BMMB) が設立されたことも関係していると考えられる。BMMBは、Bank Bumiputra Malaysia Bhd.とBank of Commerce (M) Bhd.とBBMB Kewangan Bhd.のイスラーム部門が統合して誕生した銀行である。また、これら3行の非イスラーム部門は、統合してBumiputra-Commerce Bank Bhd.となっている。
- (28) 委員会の目的は、(1)中央銀行に対してイスラーム銀行とタカフル業務に関するアドバイスを行うこと、(2)イスラーム金融 (タカフルを含む) で発生した問題をシャリアの観点から調整すること、(3)金融機関が考案した新しい金融商品をシャリアの観点から分析し、評価すること、とされている。委員会のメン

バーは、中央銀行の理事会が指名し、任期は2年である。メンバーの氏名など、詳細は中央銀行ホームページを参照されたい (<http://www.bnm.gov.my>)

- ②9 この目標を達成するために段階的にターゲットが引き上げられている。2001年: 8%, 2002年: 9%, 2003年: 10%, 2004年: 11%となっている(2004年7月、筆者が実施した金融機関関係者とのインタビューによる)
- ③0 これを受けて、中央銀行は2004年にKuwait Finance House, Al Rajhi Banking & Investment Corporation, そしてQatar Islamic Bank, RUSD Investment Bank Inc., Global Investment Houseの合併銀行に対してライセンスを付与した。
- ③1 マハティール政権後の目立った動きとして、政府は2005年にIBS実施行に対してイスラーム部門を分離して子会社の設立を許可したことがあげられよう。2006年5月までにCommerce TIJARI Bank Bhd., Hong Leong Islamic Bank Bhd., RHB ISLAMIC Bank Bhd., Affin Islamic Bank Bhd., EONCAP Islamic Bank Bhd., AmIslamic Bank Bhd.がライセンスを獲得している。なお、同年にイスラーム銀行の発行株式に関する規制が緩和され、外国人投資家が49%まで保有することが可能となった(BNM [2006])
- ③2 1996年から1998年の間は新規発行が行われていない。この理由についてはとくに公表されていないが、当時の財政状態と経済環境の変化が関係していると考えられる。1996年および1997年は、1993年から財政黒字に転じたことにより、歳出を国内借入で賅う必要がなくなった時期に該当する。さらに、IBS実施行のGIIに対する需要が落ち着いた可能性も高い。一方、1998年の場合はアジア通貨・経済危機の影響でGIIの主な引受け手である銀行が混乱していたことからGIIの発行が控えられた可能性が考えられる。
- ③3 通称、MASBi-1。これは、2003年1月1日から適用された。なお、1990年代末から石油価格の上昇によって中東投資家のプレゼンスが高まり、国際的にイスラーム金融市場が急激に拡大したことを受けて、イスラーム金融機関の統一会計基準を定める必要性が高まった。この基準の作成は、イスラーム金融機関のための会計・監査機構(Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions: AAOIFI)が中心となっておりまとめを行っている。マレーシア会計基準委員会はAAOIFIが提示した国際基準を参考に会計基準を定めている(Securities Commission [2004: 245-248])
- ③4 1993年には新規発行が行われていない。この理由についてはとくに公表されていないが、いくつかの要因が考えられる。第1に1992年頃からの外国資本流入の急増、第2に債券の格付け義務化、第3に証券取引委員会の設立と承認取得の義務化などが関係しているだろう。外資の流入はマネーサプライの増加をもたらし、銀行借入と比べて債券発行による資金調達条件の悪化を招いた。同時に、金利の下落観測が強まり、長期債からコマーシャル・ペーパーなどの短期の証券類にシフトする要因となった。また、新発債は格付け取得と証券取

引委員会承認を取得することが義務化された。そのため、社債発行の事前準備に以前より時間がかかるようになった。本文中に述べたように、証券取引委員会は1993年に設立されている。よって、諸手続きに時間がかかり、この年の新規発行が行われなかった可能性が考えられる。

- ⑤ タカフルの拡大を狙った新商品。年金スキームは、雇用者年金基金 (Employees Provident Fund: EPF) の加入者が資金の一部をEPFからタカフルの年金スキームに預けかえることを認めたものである。しかし、住宅用タカフルに比べて大きく伸びなかったことから1年で廃止されている。
- ⑥ 2003年12月現在では、Mayban Takaful Bhd., Sharikat Takaful Malaysia Bhd., Takaful Ikhlas Sdn. Bhd., Takful Nasional Sdn. Bhd. の4社がタカフルを提供している。
- ⑦ Islamic Banking and Takaful Weekと称したキャンペーンで実施(2001年10月26日～11月2日)。
- ⑧ これはマハティール成立後初めて公表された第4次マレーシア計画中間報告であり、ルック・イースト・ポリシーなどマハティール政権の特色が見られる。
- ⑨ ニッチ市場とは、「所得の上昇などに伴う需要の多様化に対応して、細分化された独自の部分市場」(清成 [1997: 252]) をいう。一般的に、企業の経営戦略で顧客ニーズが満たされていないニッチ市場に経営資源を集中し、競争優位を確保しようとする策を採用することがある。
- ⑩ 参考までに、2006年3月に発表された第9次マレーシア計画でもこの点に重点が置かれている。たとえば、銀行については競争力の強化や規制フレームワークの改善、イスラーム資本市場については国内外の市場のリンケージ強化とネットワークの構築、タカフルについては財務面での健全性・持続性の確保やソルベンシーに関する規制強化などが掲げられた (Government of Malaysia [2006: 171-191])。なかでも、イスラーム金融の分野で国際的に通用する人材育成に力を入れる姿勢が打ち出されており、イスラーム金融国際教育センター (International Centre for Education in Islamic Finance) を設立するとしている (Malaysia [2006: 181])。今後5年間は、金融セクターマスタープランと資本市場マスタープランの集大成の時期に入るため、国際金融市場での競争を視野に入れた政策が多く実施されるであろう。
- ⑪ ザカートとは、ムスリム同士の相互扶助を目的とした一種の税のようなもの。喜捨、つまり自ら率先して金銭や物品を困っている人に差し出すものという意味がある。ムスリムが行わなければならない「五行」とよばれる儀礼 (信仰告白、礼拝、喜捨、断食、巡礼) のひとつとされている。
- ⑫ イスラーム銀行およびIBS実施行は収益の一部をザカートとして支払っており、これが相互扶助に使用され、貧困削減と社会的・経済的な平等化の一助と

なっているということを意味するものである。

- (43) この論文ではザカートがどれくらい社会的・経済的に平等化を進めたかについての具体的分析は行われていない。この点、藤本 [1983] はペナン州とクランタン州の一部の農村における調査よりザカート制度の役割と意義を明らかにしている。同論文は、限られたデータではあるが、ザカートの徴収面において規定の拠出率を下回っている状況を明らかにした。また、分配面では周辺村落に居住する親族や近隣者、友人などに与えられていること、そして比較的多くの割合が村落の貧困層と指導層に分配されている実態を明らかにした。これより、ザカートは農村社会において所得分配機能を有する重要な制度である可能性を指摘している。またAidit [1991] は、州レベルのデータを用いて州別のザカートの実態を明らかにした。同論文はザカートの分配を裏付ける概念を丁寧に解説している。そして、分配面の分析では藤本 [1983] と同様の特徴があることを明らかにしている。
- (44) ただし、イスラーム金融が経済発展を阻害した証拠もないとしている。
- (45) Mohamed [2001] は、この理由のひとつとして、マハティール政権がムスリムと非ムスリムとの緊張を高めないように配慮していたことが関係しているという。つまり、同政権はイスラームに傾斜した政策によってムスリムと非ムスリムの対立を引き起こすことは賢明ではないと考え、開発理念や政策形成においてイスラームの観点からの議論を喚起してこなかった、というのである。
- (46) 1990年代末以降に貸出が急激に拡大したのは政府の諸政策の効果があると思われるが、イスラーム銀行サービスの手数料が経済状況に応じて変動せず、固定的であるというイスラーム金融固有の特徴も関係していると考えられる。実際、アジア通貨・経済危機の際に金利が大きく上昇したことで多くの債務者が影響を受けたにもかかわらず、イスラーム金融で資金を借り入れていた人は影響を受けなかったと指摘されている (Haris [1999] : 6 - 7)。アジア通貨・経済危機後の金利高騰がマレーシアの人々に与えた心理的影響は相当大きく、イスラーム金融に対する関心が高まったと考えられる。

〔参考文献〕

日本語文献

- 石田進 [1987] 「イスラームの無利子金融の理論と実際」(片倉もと子編『人々のイスラーム その学際的研究』日本放送出版協会)
- 北村歳治 [2005] 「イスラミック・ファイナンスにおける利子論の考察」(『イスラーム科学研究』第1号) 29-54ページ。
- 清成忠男 [1997] 『中小企業読本』第3版 東洋経済新報社。

- 栗田禎子 [1989]「スーダン 『イスラーム金融』の政治経済学」(宮治一雄編『中東 国境を越える経済』アジア経済研究所) 107-126ページ。
- 桑原尚子 [1998]「金融制度へのイスラーム法の導入 バンク・イスラーム・マレーシアを事例として」(『アジア経済』第39巻第5号) 59-91ページ。
- 佐藤考一 [2001]「マルチ・エスニック国家マレーシアの選択 ダクワ運動の衰退」(小杉泰編『増補イスラームに何がおきているか 現代世界とイスラーム復興』平凡社) 197-212ページ。
- 鳥居高 [2003a]「マハティール政権下の開発政策とイスラーム」(『アジア研究』第49巻第1号) 19-36ページ。
- [2003b]「マレーシアにおけるイスラーム経済制度の展開 イスラーム銀行を中心に」(青木保・姜向中・小杉泰・坂元ひろ子・莫邦富・山室信一・吉見俊哉・四方田犬彦編『市場 トランスナショナル化する情報と経済』岩波書店) 87-98ページ。
- [2005]「マハティール政権期をどのように捉えるのか(試論)」(鳥居高編「マハティール政権の22年 文献レビューと基礎資料」アジア経済研究所) 1-29ページ。
- 中川利香 [2005]「マハティール政権期における金融 論点整理と研究の展望」(鳥居高編「マハティール政権の22年 文献レビューと基礎資料」アジア経済研究所) 133-204ページ。
- 中村正志 [2005]「ビジョン2020の骨子と背景 新経済政策との共通性と差異」(鳥居高編「マハティール政権の22年 文献レビューと基礎資料」アジア経済研究所) 31-65ページ。
- 藤本彰三 [1983]「マレー稲作農村におけるザカット制度の再評価」(『アジア経済』第24巻第8号) 32-47ページ。
- 堀井健三 [1987]「ブミプトラ政策下におけるイスラーム原理運動と村落社会の変動」(『アジア経済』第28巻第2号) 84-105ページ。
- 武藤幸治 [2002]「イスラームと保険」(『ITI季報』第47号) 32-35ページ。
- 山中一郎 [1988]「イスラーム金融制度の理念と実態 パキスタンのケース」(『アジア経済』第29巻第11号) 2-24ページ。

< 外国語文献 >

- Audit bin Ghazali [1991] "Zakat Administration in Malaysia," in Mohamed Ariff ed., *The Islamic Voluntary Sector in Southeast Asia*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, pp. 85-117.
- Bank Negara Malaysia (BNM) [1983] *Annual Report 1982*, Kuala Lumpur: Bank Negara Malaysia.
- [1984] *Annual Report 1983*, Kuala Lumpur: Bank Negara Malaysia.

- [1994] *Annual Report 1993*, Kuala Lumpur: Bank Negara Malaysia.
- [1996] *Annual Report 1995*, Kuala Lumpur: Bank Negara Malaysia.
- [1999] *The Central Bank and the Financial System in Malaysia: A Decade of Change 1989-1999*, Kuala Lumpur: Bank Negara Malaysia.
- [2001] *The Financial Sector Master Plan*, Kuala Lumpur: Bank Negara Malaysia.
- [2005a] *Monthly Statistical Bulletin*, January, Kuala Lumpur: Bank Negara Malaysia.
- [2005b] *Takaful Annual Report 2004*, Kuala Lumpur: Bank Negara Malaysia.
- [2005c] *20 Years Experience of Malaysian Takaful Industry*, Kuala Lumpur: Bank Negara Malaysia.
- [2006] *Annual Report 2005*, Kuala Lumpur: Bank Negara Malaysia.
- Chandra Muzaffar [1987] *Islamic Resurgence in Malaysia*, Petaling Jaya: Penerbit Fajar Bakti.
- Gurmeet Kaur [2005] "Woman of Steel: A Look at Tan Sri Zeti Akhtar Aziz, the Central Banker and the Person," *Malaysian Business*, March 1, pp. 22-32.
- Haris Hussein [1999] "Rewards of Virtue," *Malaysian Business*, October 1, pp. 6-16.
- Hussin Mutalib [1993] *Islam in Malaysia: From Revivalism to Islamic State*, Singapore: Singapore University Press.
- Iqbal, Munawar and David T. Llewellyn [2002] "Introduction," in Munawar Iqbal and David T. Llewellyn eds., *Islamic Banking and Finance: New Perspectives on Profit-Sharing and Risk*, Cheltenham: Edward Elgar.
- Iqbal, Munawar and Philip Molyneux [2005] *Thirty Years of Islamic Banking: History, Performance and Prospects*, London: Palgrave Macmillan.
- Lewis, Mervyn K. and Latifa M. Algaoud [2001] *Islamic Banking*, Cheltenham: Edward Elgar.
- Malaysia, Government of [1996] *Seventh Malaysia Plan: 1996-2000*, Kuala Lumpur: Percetakan Nasional Malaysia Berhad.
- [2001] *Eighth Malaysia Plan: 2001-2005*, Kuala Lumpur: Percetakan Nasional Malaysia Berhad.
- [2006] *Ninth Malaysia Plan: 2006-2010*, Kuala Lumpur: Percetakan Nasional Malaysia Berhad.
- Malaysia, Ministry of Finance [1996] *Economic Report 1996/97*, Kuala Lumpur: Percetakan Nasional Malaysia Berhad.
- Mohamed Ariff ed. [1988] *Islamic Banking in Southeast Asia*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Mohamed Aslam Haneef [2001] "Islam and Economic Development in Malaysia: A Reappraisal," *Journal of Islamic Studies*, Vol. 12, No. 3, pp.269-290.

- [2005] “The Development and Impact of Islamic Economic Institutions: The Malaysian Experience,” in K.S. Nathan and Mohammad Hashim Kamali eds., *Islam in Southeast Asia: Political, Social and Strategic Challenges for the 21st Century*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, pp. 82-99.
- Muhammad Anwar [1991] “ The Role of Islamic Financial Institutions in the Socio-economic Development in Malaysia, ” *Pakistan Development Review*, Vol. 30, No. 4, pp. 1131-1142.
- Roff, William R. [1998] “ Patterns of Islamization in Malaysia, 1980s-1990s: Exemplars, Institutions, and Vectors, ” *Journal of Islamic Studies*, Vol. 9, No. 2, pp. 210-228.
- Saad Al-Harran ed. [1995] *Leading Issues in Islamic Banking and Finance*, Petaling Jaya: Pelanduk Publications (M).
- Securities Commission[2001] *Capital Market Master Plan*, Kuala Lumpur: Securities Commission.
- [2004] *Capital Market Development in Malaysia: History and Perspectives*, Kuala Lumpur: Securities Commission.
- Shamsul, A.B. [1997] “ The Economic Dimension of Malay Nationalism: The Socio-Historical Roots of the New Economic Policy and Its Contemporary Implications, ” *Developing Economies*, Vol. 35, No. 3, pp. 240-261.
- Sudin Haron and Bala Shanmugam [1997] *Islamic Banking System: Concepts and Applications*, Petaling Jaya: Pelanduk Publications (M).
- Syed Waseem Ahmad [1991] “ Islamic Insurance in Malaysia, ” in Mohamed Ariff ed., *The Muslim Private Sector in Southeast Asia*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, pp. 188-216.
- Venardos, Angelo M. [2005] *Islamic Banking and Finance in South-East Asia: Its Development and Future*, Singapore: World Scientific Publishing.
- von der Mehden, Fred R. [1986] *Religion and Modernization in Southeast Asia*, New York: Syracuse University Press.
- Wilson, Rodney [1998] “ Islam and Malaysia’s Economic Development, ” *Journal of Islamic Studies*, Vol.9, No. 2, pp. 259-276.
- Zakariya Man [1988] “ Islamic Banking: The Malaysian Experience, ” in Mohamed Ariff ed., *Islamic Banking in Southeast Asia*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, pp. 67-102.

本章で使用した銀行財務諸表は各行ホームページよりダウンロードした。

Bank Islam Malaysia Berhad <http://www.bankislam.com.my>

Bank Muamalat Malaysia Berhad <http://www.muamalat.com.my>

Affin Bank Berhad	http://www.affinbank.com.my
Alliance Bank Berhad	http://www.alliancebank.com.my
AmBank (M) Berhad	http://www.ambg.com.my
Citibank Berhad	http://www.citibank.com.my
EON Bank Berhad	http://www.eonbank.com.my
Hong Leong Bank Berhad	http://www.hlb.com.my
HSBC Bank (M) Berhad	http://www.hsbc.com.my
Malayan Banking Berhad	http://www.maybank2u.com.my
OCBC Bank (M) Berhad	http://www.ocbc.com.my
Public Bank Berhad	http://www.publicbank.com.my
RHB Bank Berhad	http://www.rhb.com.my

付表 シャリヤの概念とイスラーム金融取引

シャリヤ	解説	銀行サービスの例
Al-Qardhul Hasan	慈善や救済を目的とした契約で用いられる概念。銀行貸出ではゼロ金利、国債ではゼロクーポンとなる。借り手は元本のみを返済すればよいが、借り手の自由裁量で感謝のしるしとして追加金額を支払うことも可能。	当座貸越など。
Al-Musyarakah	合併事業あるいはパートナーシップ契約で用いられる概念。出資者と被出資者との間で損益を分担する。利益配分の割合はあらかじめ協議したうえで決定する。損失が発生した場合は出資比率に応じて負担する。	投資信託ファイナンス、証券ファイナンスなど。
Al-Mudharabah	利益分担の契約で用いられる概念。利益の分担割合はあらかじめ協議したうえで決定する。なお、損失が発生した場合は出資者の負担となる。	預金全般、投資信託ファイナンス、証券ファイナンスなど。
Al-Murabahah	コスト・プラス方式による財の売買契約で用いられる概念。銀行は顧客から依頼のあった財を購入し、原価に銀行のマージンを加算して顧客に売却する。	コンピュータ・ファイナンス、手形引受、輸出信用リファイナンス、貿易信用状など。
Al-Bai Bithaman Ajil	延払方式による財の売買契約で用いられる概念。Al-Murabahahと同様に、銀行は顧客から依頼のあった財を購入し、原価に銀行のマージンを加算して売却。ただし、顧客から銀行への支払いは代金を一定期間繰り延べて支払う。	住宅などの不動産ファイナンス、プロジェクト・ファイナンス、投資信託ファイナンスなど。
Al-Ijarah	機械、建物、その他施設などのリース契約で用いられる概念。	リース、工場や機械などのファイナンス。
Al-Ijarah Thumma Al-Bai'	リース契約のひとつであり、割賦販売にもとづく契約で用いられる概念。リース物件のユーザーは、契約終了時に物件を銀行から買い取り、物件の所有権がリース会社（たとえば銀行）から顧客に移る。	工場や機械などのファイナンス、自動車ファイナンスなど。
Al-Ijarah Muntahiah Bi-Tamlik	リース契約のひとつであり、契約終了時にリース物件を所有するか否かを選ぶオプションが付く。	工場や機械などのファイナンスなど。
Al-Inah	立替払委託取引にもとづく契約で用いられる概念。顧客が銀行に支払委託をすることにより、銀行は財の販売者に対して期日に一括払いを行い、顧客は銀行に対して分割払いで資金を返済する。	クレジットカード、手形引受、個人消費ファイナンスなど。
Al-Istisna	財や資産の購入注文にもとづく契約で用いられる概念。原材料の購入注文のほか、建設中の住宅や建物の購入取引にも該当する場合がある。	物品購入ファイナンス、住宅や不動産ファイナンスなど。

(注) この解説は本章の表5に登場した概念を中心に解説しており、銀行サービスの裏づけとなるシャリヤの概念はこの限りではない。詳しくは本表の典拠や本章で本文や注に引用した文献を参照されたい。

(出所) Bank Negara Malaysia[1994], <http://www.bnm.gov.my>, Saa[1995] を参考に筆者作成。

